○農林水産省告示第八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県江津市松川町長良五三二の一、五三二の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町市木八〇二七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県益田市美都町板井川八六三、八六三の一、八六四、八六五、一五九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　香川県東かがわ市小海字川原谷四九四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　香川県さぬき市志度字峰堂二九九七の三、二九九七の一二、字清水二九八七の三、二九八八の三、二九九一の一、二九九一の一〇、二九九二の三、字竹林下二八四八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及びさぬき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町菅字山二五四八の二・二五五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二五五〇、二五五八の一、二五六六の一、二五六六の二、二五六九、二五七九、二五八〇の一、二五八〇の二、二五八二の一、二五八二の二、二五八三から二五八五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山二五七九・二五八〇の一・二五八〇の二・二五八四・二五八五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大尼田字賀々俣一四〇四、一四一七、字崩谷一四一八の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字槻木字歳ノ萩五二四の六

二　指定の目的　水源の涵養